

# 奈良市公報

第165号

令和8年4月1日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 告示

月	日	番号	件名	主管
3	2	81	令和7年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
3	3	82	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
3	3	83	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の廃止	介護福祉課
3	3	84	令和5年奈良市告示第188号（収納事務の委託）の一部改正	長寿福祉課
3	3	85	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
3	3	86	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の指定（更新）	障がい福祉課
3	3	87	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
3	4	88	放置自転車等の保管	環境政策課
3	4	89	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
3	5	90	なら工藝館の臨時休館	産業政策課
3	5	91	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
3	5	92	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
3	5	93	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
3	5	94	差押調書の公示送達	滞納整理課
3	5	95	差押調書の公示送達	滞納整理課
3	5	96	道路の区域変更	土木管理課
3	5	97	道路の供用開始	土木管理課
3	6	98	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
3	9	99	道路の位置指定	建築指導課
3	10	100	住居番号の設定	市民課
3	10	101	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
3	10	102	開発行為に関する工事の完了	開発指導課

3	10	103	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
3	10	104	総合的設計による同一敷地内建築物に係る一団地の区域の認定	建築指導課
3	11	105	指定公金事務取扱者の指定	長寿福祉課
3	11	106	道路の位置指定	建築指導課
3	11	107	観光案内所の開所時間の変更	観光戦略課
3	12	108	令和7年度奈良市介護保険料決定通知書の公示送達	介護福祉課
3	13	109	差押調書の公示送達	滞納整理課
3	13	110	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
3	13	111	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
<b>公 営 企 業</b>				
月	日	番号	件名	主管
3	2	5	奈良市公報号外第27号に掲載	企業総務課
3	2	10	奈良市排水設備指定工事店の指定	給排水課
3	2	11	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課
3	2	12	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
3	2	13	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課
3	11	14	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	給排水課
3	11	15	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課
3	11	16	奈良市排水設備指定工事店の指定	給排水課
3	11	17	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課
3	11	18	奈良市排水設備指定工事店の指定	給排水課
<b>教 育 委 員 会</b>				
月	日	番号	件名	主管
3	2	3	臨時教育委員会の開催	教育政策課
<b>選 挙 管 理 委 員 会</b>				
月	日	番号	件名	
3	2	21	選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	
<b>農 業 委 員 会</b>				
月	日	番号	件名	
3	6	3	農業委員会総会の招集	

**告**

**示**

**奈良市告示第81号**

令和7年奈良市議会3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年3月2日

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和7年度奈良市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度奈良市一般会計  
補正予算（第6号）

令和7年度奈良市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ61,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177,074,127千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
21. 繰越金		1,431,616 <sup>千円</sup>	61,000 <sup>千円</sup>	1,492,616 <sup>千円</sup>
	1. 繰越金	1,431,616	61,000	1,492,616
歳入合計		177,013,127	61,000	177,074,127

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		14,861,174 <sup>千円</sup>	61,000 <sup>千円</sup>	14,922,174 <sup>千円</sup>
	3. 清掃費	7,889,723	61,000	7,950,723
歳出合計		177,013,127	61,000	177,074,127

(令和8年3月2日揭示済)

**奈良市告示第82号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和8年3月3日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和8年2月28日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970101644	訪問介護	有限会社ふぁみり一えいど	奈良県奈良市五条西一丁目29番17号	有限会社ふぁみり一えいど	奈良県奈良市五条西一丁目29番17号
2970102717	訪問介護	有限会社天与	奈良県奈良市三碓六丁目10番26号 エクセター帝塚山203号	ヘルパーステーションチーム	奈良県奈良市三碓六丁目10番26号 エクセター帝塚山203号

(令和8年3月3日揭示済)

**奈良市告示第83号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を廃止したので、同法第78条の11第2号の規定により公示する。

令和8年3月3日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和8年2月28日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970101644	地域密着型通所介護	有限会社ふぁみり一えいど	奈良県奈良市五条西一丁目29番17号	有限会社ふぁみり一えいど	奈良県奈良市五条西一丁目29番17号

(令和8年3月3日揭示済)

**奈良市告示第84号**

令和5年奈良市告示第188号（収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

令和8年3月3日

奈良市長 仲川元庸

2 委託の期間

令和5年4月1日から令和8年3月10日まで

(令和8年3月3日揭示済)

**奈良市告示第85号**

次に掲げる事業者を指定したため告示する。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定

令和8年3月3日

奈良市長 仲川元庸

(1) 指定年月日 令和7年12月1日（指定障害福祉サービス）

事業所番号	事業者		事業所		サービス種類	指定有効期限
	名称	住所	名称	住所		
2910103817	株式会社ケア 21	大阪府大阪市北区堂島二丁目 2 番 2 号	ケア 21 奈良新大宮	奈良県奈良市大宮町六丁目 2 番地 14 岬香駅前ビル 2 階 201 号室	同行援護	令和 13 年 11 月 30 日
2910104658	株式会社 Matomari	奈良県奈良市佐保台西町 72 番地 101 号室	訪問介護ステーションまとまり	奈良県奈良市佐保台西町 72 番地 101 号室	居宅介護	令和 13 年 11 月 30 日

(令和 8 年 3 月 3 日掲示済)

**奈良市告示第 86 号**

次に掲げる事業者を指定したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定 (更新)
- (2) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定 (更新)

令和 8 年 3 月 3 日

奈良市長 仲川 元 庸

- (1) 指定更新年月日 令和 7 年 12 月 1 日 (指定障害福祉サービス)

事業所番号	事業者		事業所		サービス種類	指定有効期限
	名称	住所	名称	住所		
2910100227	社会福祉法人 あゆみの会	奈良県奈良市秋篠町 1381-1	オープンスペース 'AYUMI'	奈良県奈良市秋篠町 1381-1	生活介護・就労継続支援 B 型	令和 13 年 11 月 30 日
2910101027	株式会社サンケア	奈良県奈良市学園大和町一丁目 304 番地	サンケア	奈良県奈良市学園大和町一丁目 1433 番地 3	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護	令和 13 年 11 月 30 日
2910102108	株式会社 TOKA コーポレーション	奈良県奈良市大森町 299 番地 6	はあ〜と奈良ヘルパーステーション	奈良県奈良市大森町 299 番地 6	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	令和 13 年 11 月 30 日

- (2) 指定更新年月日 令和 7 年 12 月 1 日 (指定障害児通所支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス種類	指定有効期限
	名称	住所	名称	住所		
2950161204	特定非営利活動法人 Ms ねつと	奈良県奈良市法蓮町 433 番地 1 グローリー新大宮 1 階	もこもこ	奈良県奈良市法蓮町 433 番地 1 グローリー新大宮 1 階	児童発達支援・放課後等デイサービス	令和 13 年 11 月 30 日

(令和 8 年 3 月 3 日掲示済)

**奈良市告示第 87 号**

次に掲げる事業者を廃止したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 29 条第 1 項に規定

する指定障害福祉サービス事業者の廃止

令和 8 年 3 月 3 日

奈良市長 仲川元庸

(1) 廃止年月日 令和 7 年 12 月 6 日 (指定障害福祉サービス)

事業所番号	事業者		事業所		サービス種類
	名称	住所	名称	住所	
2910104385	株式会社蓄	奈良県大和郡山市南郡山町 645-1	訪問介護ステーション桔梗	奈良県奈良市南肘塚町 45-3	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護
2910104385	株式会社蓄	奈良県大和郡山市南郡山町 645-1	多機能事業所桜	奈良県奈良市南肘塚町 45-3	生活介護・就労継続支援 B 型

(令和 8 年 3 月 3 日揭示済)

**奈良市告示第 88 号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例 (昭和 59 年奈良市条例第 23 号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 4 日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 8 年 2 月 26 日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設 (奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1)

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例 (平成元年奈良市条例第 3 号) 第 1 条第 1 項に規定する市の休日 (毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。) を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの (学生証・運転免許証等) を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円 (ただし、移動日から 14 日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和 8 年 3 月 4 日揭示済)

**奈良市告示第 89 号**

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 11 項の規定により藤原町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月4日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	藤本 克己 奈良市藤原町 147 番地	宮本 喜代二 奈良市藤原町 224 番地

2 変更の年月日

令和8年1月11日

(令和8年3月4日揭示済)

**奈良市告示第90号**

なら工芸館について、なら工芸館条例（平成12年奈良市条例第32号）第3条の4第2項の規定に基づき、令和8年5月8日から同月13日まで及び同月26日に臨時休館することを承認したので、告示する。

令和8年3月5日

奈良市長 仲川元庸

(令和8年3月5日揭示済)

**奈良市告示第91号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和8年3月5日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
精神科特化型訪問看護ステーションつなぐ	奈良県奈良市法華寺町 348 サンハイツ2号館 105号	訪問看護 介護予防 訪問看護	令和7年 10月1日
TKH ソリューションズ株式会社	奈良県奈良市法華寺町 348 サンハイツ2号館 105号		
トライズ訪問看護ステーション奈良	奈良県奈良市瓦堂町 22 サンコーポ瓦堂 201号室	訪問看護	令和7年 10月1日
株式会社トライストーン	大阪府大阪市住吉区東粉浜二丁目 2番 14号		
居宅介護支援事業所かなで	奈良県奈良市六条西三丁目 13番 15号	介護予防支援事業	令和7年 10月1日
有限会社コミュニティサポートかなで	奈良県奈良市六条西三丁目 14番 4号		
ケアプランセンターペガサス	奈良県奈良市高畑町 152-5	居宅介護支援事業	令和7年 10月1日
ライトニングコスモ株式会社	奈良県奈良市高畑町 152-5		
アップル学園前在宅介護支援センター	奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目 3番	介護予防支援事業	令和7年 11月1日
医療法人北寿会	奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目 3番		

デイサービスセンター福楽苑	奈良県奈良市三松三丁目4番6号	通所介護 通所型サービス(独自)	令和7年 11月1日
株式会社福優	京都府木津川市木津殿城90番地6		
あすならハイツ恋の窪多機能型ケアホーム	奈良県奈良市恋の窪一丁目2番2号	小規模多機能型居宅介護 介護予防 小規模多機能型居宅介護	令和7年 11月1日
社会福祉法人協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7		
ホームナーシングにやんでいあ(Near 'n' Dear)	奈良県奈良市四条大路一丁目6番10号	訪問看護 介護予防 訪問看護	令和7年 12月1日
株式会社真なび	京都府相楽郡精華町下狛林前18番地6		
あすならホーム西の京訪問看護ステーション	奈良県奈良市六条二丁目20番65号	訪問看護 介護予防 訪問看護	令和7年 12月1日
社会福祉法人協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7		
訪問看護ステーション福優	奈良県奈良市芝辻町二丁目5番3号タウニイマサキ105号室	訪問看護 介護予防 訪問看護	令和7年 12月1日
株式会社絆	奈良県奈良市芝辻町二丁目5番3号タウニイマサキ105号室		
シン・ケアマネジメントlab	奈良県奈良市六条三丁目7番1号シルキーハイム201	居宅介護支援事業	令和7年 12月1日
合同会社ミューチュアルエイド	奈良県奈良市六条西三丁目14-4		
デイサービスLUPIN宝来	奈良県奈良市宝来四丁目9番30-2号	通所介護 通所型サービス(独自)	令和7年 12月1日
有限会社LUPIN	奈良県奈良市大宮町四丁目275番5号森村第2ビル301号		

(令和8年3月5日揭示済)

**奈良市告示第92号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和8年3月5日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
浦本 諭		あんま はり・きゅう	令和7年 11月20日
はり・きゅう・マッサージ末摩庵	奈良県奈良市法蓮町945番地の6		

(令和8年3月5日揭示済)

**奈良市告示第93号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3

の規定により告示する。

令和8年3月5日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
池本 健次		はり・きゅう	令和7年 11月1日
そうかい鍼灸院	宇治市菟道丸山1-9		
池本 健次		はり・きゅう	令和7年 11月1日
そうかい柳辻鍼灸院	京都市山科区柳辻中在家町21-4		
池本 健次		はり・きゅう	令和7年 11月1日
楓鍼灸整骨院	宇治市羽拍子町1-2		

(令和8年3月5日揭示済)

### 奈良市告示第94号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年3月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(令和8年3月5日揭示済)

### 奈良市告示第95号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年3月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(令和8年3月5日揭示済)

### 奈良市告示第96号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月5日

奈良市長 仲川元庸

整理 番号	路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)
1	中部第1号線	疋田町四丁目234番3地先	前	4.2 ~ 4.9	55.6
		疋田町五丁目441番16地先	後	4.2 ~ 4.9	
2	二条線	鍋屋町33番1地先	前	4.5 ~ 4.8	59.2
		鍋屋町17番1地先	後	4.5 ~ 6.0	
3	北部第1号線	高畑町1287番2地先	前	14.6 ~ 14.6	47.4
		高畑町1287番4地先	後	12.1 ~ 12.1	
4	登美ヶ丘中山線	中山町西一丁目868番59地先	前	7.5 ~ 11.0	156.2
		中山町西四丁目448番2地先	後	7.5 ~ 11.0	
5	杏神殿線	杏町574番1地先	前	7.2 ~ 7.2	118.8
		東九条町442番1地先	後	7.1 ~ 7.2	
6	東部第163号線	大柳生町917番地先	前	4.2 ~ 6.7	73.6
		大柳生町5005番1地先	後	6.7 ~ 6.7	
7	東部第235号線	水間町2452番地先	前	3.1 ~ 5.2	24.4
		水間町2581番地先	後	3.9 ~ 7.2	
8	東部第283号線	田原春日野町119番地先	前	3.7 ~ 3.7	16.9
		田原春日野町118番3地先	後	9.0 ~ 9.3	
9	東部第292号線	和田町1095番地先	前	7.2 ~ 9.3	41.1
		和田町718番2地先	後	7.2 ~ 8.4	
10	東部第294号線	和田町91番地先	前	2.7 ~ 4.8	85.3
		和田町1002番地先	後	3.2 ~ 3.9	
11	南部第53号線	恋の窪東町190番16地先	前	0.0 ~ 8.9	25.3
		大森西町644番3地先	後	4.8 ~ 8.9	
12	南部第78号線	大安寺一丁目1236番1地先	前	6.7 ~ 7.3	47.9
		大安寺一丁目1238番2地先	後	6.9 ~ 7.3	
13	南部第95号線	八条三丁目748番5地先	前	8.4 ~ 11.1	106.9
		八条一丁目751番9地先	後	9.5 ~ 11.4	
14	南部第187号線	神殿町178番6地先	前	9.8 ~ 9.8	79.8
		神殿町181番38地先	後	11.3 ~ 11.4	
15	南部第204号線	北永井町464番5地先	前	5.2 ~ 6.0	64.8
		北永井町349番3地先	後	6.0 ~ 6.0	
16	南部第627号線	出屋敷町17番26地先	前	6.2 ~ 6.4	209.0
		出屋敷町108番地先	後	7.8 ~ 7.9	
17	南部第632号線	神殿町196番7地先	前	6.3 ~ 6.3	112.3
		出屋敷町17番135地先	後	7.6 ~ 7.8	
18	南部第636号線	神殿町196番27地先	前	9.8 ~ 9.8	53.8
		神殿町181番88地先	後	11.5 ~ 11.7	
19	南部第326号線	鹿野園町825番3地先	前	5.3 ~ 14.1	186.8
		鹿野園町769番1地先	後	5.5 ~ 15.2	
20	南部第358号線	藤原町316番1地先	前	2.4 ~ 4.2	106.2
		藤原町487番地先	後	2.5 ~ 3.8	
21	南部第375号線	藤原町196番1地先	前	2.1 ~ 2.8	49.9
		藤原町195番地先	後	2.4 ~ 2.8	
22	南部第399号線	横井三丁目40番1地先	前	3.9 ~ 6.0	173.5
		横井三丁目534番1地先	後	4.2 ~ 6.6	

23	南部第469号線	天理市中之庄町454番2地先	前	5.0	～	14.0	187.9
		高樋町127番1地先	後	9.0	～	18.7	
24	南部第530号線	今市町235番地先	前	2.1	～	4.7	62.9
		今市町271番1地先	後	3.8	～	15.1	
25	北部第131号線	興善院町2番1地先	前	4.7	～	6.2	48.2
		川上町471番1地先	後	5.2	～	6.2	
26	北部第190号線	高畑町1366番3地先	前	1.8	～	3.2	62.9
		高畑町1380番9地先	後	2.1	～	3.2	
27	北部第259号線	紀寺町378番地先	前	2.1	～	4.4	193.1
		肘塚町184番地先	後	3.1	～	5.4	
28	北部第298号線	東木辻町31番地先	前	1.2	～	3.7	55.7
		三棟町4番地先	後	2.3	～	3.2	
29	北部第411号線	法蓮町792番3地先	前	3.3	～	3.7	7.1
		法蓮町793番3地先	後	3.1	～	3.1	
30	中部第38号線	押熊町165番2地先	前	1.3	～	2.5	29.1
		押熊町149番地先	後	2.0	～	2.5	
31	中部第39号線	押熊町147番地先	前	1.2	～	2.4	20.7
		押熊町167番地先	後	1.4	～	3.0	
32	中部第56号線	山稜町1079番1地先	前	4.7	～	7.3	24.9
		山稜町1078番10地先	後	6.0	～	10.0	
33	中部第91号線	秋篠早月町224番1地先	前	3.1	～	8.2	50.1
		秋篠早月町281番6地先	後	3.1	～	10.1	
34	中部第107号線	秋篠町1031番23地先	前	2.7	～	3.2	22.7
		秋篠町573番21地先	後	2.7	～	3.4	
35	中部第153号線	中山町1534番21地先	前	4.0	～	6.0	47.3
		中山町1487番2地先	後	4.1	～	6.0	
36	中部第154号線	中山町1580番地先	前	2.4	～	2.9	58.3
		中山町1507番地先	後	2.4	～	4.1	
37	中部第159号線	中山町1301番地先	前	1.8	～	2.6	28.4
		中山町1348番地先	後	0.9	～	2.5	
38	中部第1342号線	中山町1709番1地先	前	5.0	～	5.0	157.4
		中山町1722番4地先	後	4.7	～	6.5	
39	中部第263号線	三条大路三丁目487番3地先	前	4.9	～	5.8	32.4
		三条大路三丁目481番1地先	後	4.9	～	5.6	
40	中部第313号線	西ノ京町1番34地先	前	3.6	～	4.2	84.6
		西ノ京町1番68地先	後	4.2	～	4.2	
41	中部第346号線	六条三丁目873番2地先	前	4.3	～	22.3	264.3
		七条二丁目661番1地先	後	8.7	～	22.3	
42	中部第467号線	五条三丁目702番地先	前	2.6	～	4.3	47.3
		五条二丁目672番地先	後	4.7	～	6.4	
43	中部第1337号線	五条西一丁目1202番516地先	前	6.7	～	6.8	24.5
		五条西一丁目5217番地先	後	6.9	～	7.0	
44	中部第662号線	大宮町四丁目297番2地先	前	3.7	～	6.1	23.6
		大宮町四丁目302番5地先	後	5.9	～	6.7	
45	中部第678号線	西大寺赤田町二丁目975番3地先	前	3.9	～	6.9	29.6
		西大寺赤田町一丁目974番8地先	後	4.0	～	6.9	

46	中部第682号線	西大寺宝ヶ丘641番1地先	前	4.5 ~ 5.9	89.7
		西大寺野上町一丁目629番1地先	後	4.5 ~ 5.9	
47	中部第731号線	菅原町326番地先	前	1.4 ~ 4.4	80.6
		青野町二丁目223番8地先	後	3.1 ~ 8.0	
48	中部第831号線	宝来四丁目538番2地先	前	2.4 ~ 2.6	37.0
		宝来四丁目595番2地先	後	2.6 ~ 3.5	
49	中部第833号線	宝来四丁目238番2地先	前	1.5 ~ 2.6	67.0
		宝来四丁目246番1地先	後	1.7 ~ 3.5	
50	中部第839号線	宝来四丁目591番2地先	前	2.0 ~ 3.9	41.4
		宝来四丁目551番地先	後	4.0 ~ 4.0	
51	中部第845号線	菅原町1276番1地先	前	3.9 ~ 7.3	57.7
		宝来町936番1地先	後	4.9 ~ 8.3	
52	中部第854号線	疋田町五丁目441番16地先	前	5.7 ~ 7.4	45.2
		疋田町五丁目442番1地先	後	5.7 ~ 6.8	
53	中部第858号線	疋田町一丁目43番1地先	前	2.2 ~ 7.1	69.0
		疋田町一丁目82番地先	後	2.6 ~ 7.1	
54	西部第313号線	学園朝日町587番21地先	前	6.4 ~ 7.7	39.9
		学園朝日町656番72地先	後	6.4 ~ 8.0	
55	西部第323号線	学園北二丁目1090番18地先	前	6.0 ~ 6.6	133.3
		学園北二丁目1090番123地先	後	6.2 ~ 6.7	
56	西部第366号線	学園大和町五丁目758番1地先	前	7.0 ~ 30.6	28.0
		学園大和町五丁目748番1地先	後	7.0 ~ 26.3	
57	西部第372号線	藤ノ木台一丁目701番1地先	前	4.7 ~ 7.6	64.9
		千代ヶ丘一丁目9番63地先	後	4.7 ~ 7.6	
58	西部第415号線	学園大和町五丁目748番1地先	前	10.3 ~ 14.7	13.2
		三碓三丁目791番2地先	後	11.9 ~ 16.0	
59	西部第431号線	学園北一丁目1017番19地先	前	5.9 ~ 6.1	93.9
		学園北一丁目3096番9地先	後	5.9 ~ 6.8	
60	西部第433号線	学園北一丁目3123番18地先	前	4.0 ~ 6.4	180.1
		学園北一丁目931番107地先	後	4.0 ~ 6.4	
61	西部第441号線	学園北一丁目3096番41地先	前	5.9 ~ 6.1	128.1
		学園北一丁目1017番15地先	後	6.4 ~ 6.7	
62	西部第1109号線	学園中三丁目1542番192地先	前	6.0 ~ 7.1	87.4
		学園中二丁目1311番1地先	後	6.0 ~ 8.9	
63	西部第544号線	南登美ヶ丘3348番1地先	前	4.4 ~ 4.8	47.7
		南登美ヶ丘3335番1地先	後	4.3 ~ 6.3	
64	西部第544号線	南登美ヶ丘3473番1地先	前	5.8 ~ 5.9	13.3
		南登美ヶ丘3511番1地先	後	5.8 ~ 5.9	
65	西部第580号線	富雄北二丁目408番8地先	前	5.8 ~ 6.2	44.2
		富雄北二丁目408番48地先	後	5.8 ~ 6.2	
66	西部第592号線	富雄元町一丁目499番3地先	前	1.7 ~ 5.9	13.3
		富雄元町一丁目561番132地先	後	1.7 ~ 5.9	
67	西部第601号線	三碓四丁目173番1地先	前	4.1 ~ 5.1	62.6
		三碓四丁目67番地先	後	4.1 ~ 6.4	
68	西部第628号線	千代ヶ丘二丁目9番32地先	前	5.0 ~ 6.0	59.4
		千代ヶ丘二丁目8番56地先	後	5.0 ~ 6.1	

69	西部第633号線	千代ヶ丘三丁目7番56地先	前	4.1 ~ 5.5	89.8
		千代ヶ丘三丁目7番113地先	後	4.1 ~ 5.7	
70	西部第682号線	五条西一丁目5236番4地先	前	8.5 ~ 8.6	20.3
		六条西一丁目1201番5地先	後	8.5 ~ 8.5	
71	西部第686号線	五条畑一丁目1056番114地先	前	8.3 ~ 8.7	43.8
		五条畑一丁目5154番1地先	後	8.5 ~ 8.8	
72	西部第715号線	大和田町515番3地先	前	3.4 ~ 7.1	74.7
		大和田町2056番1地先	後	5.5 ~ 8.7	
73	西部第721号線	大和田町1092番地先	前	3.5 ~ 7.9	33.9
		大和田町1053番地先	後	3.0 ~ 6.9	
74	西部第899号線	鳥見町三丁目4番41地先	前	6.1 ~ 6.4	85.0
		鳥見町三丁目1番1地先	後	6.1 ~ 6.6	
75	西部第899号線	鳥見町三丁目7番31地先	前	4.4 ~ 7.7	94.4
		鳥見町三丁目2002番2地先	後	4.9 ~ 6.4	
76	西部第905号線	鳥見町三丁目4番2地先	前	7.0 ~ 7.4	34.7
		鳥見町三丁目4番55地先	後	7.0 ~ 7.4	
77	西部第1157号線	中町4759番3地先	前	17.2 ~ 20.9	114.6
		中町4702番地先	後	17.2 ~ 20.9	
78	西部第1158号線	中町4769番2地先	前	15.1 ~ 20.4	107.6
		中町4698番1地先	後	15.1 ~ 20.4	
79	西部第1160号線	高畑町1287番7地先	前	18.2 ~ 18.2	36.4
		高畑町1287番8地先	後	23.4 ~ 23.4	
80	西部第1370号線	学園大和田町五丁目218番地先	前	6.8 ~ 6.8	2.0
		三碓三丁目781番5地先	後	6.8 ~ 6.8	
81	東部第377号線	北椿尾町1541番地先	前	1.5 ~ 2.1	3.6
		北椿尾町1619番地先	後	1.2 ~ 1.5	
82	中部第1759号線	中山町1489番3地先	前	6.1 ~ 7.4	51.0
		中山町1738番2地先	後	7.0 ~ 7.0	
83	長引田山線	月ヶ瀬長引900番地先	前	2.8 ~ 4.4	297.7
		月ヶ瀬長引626番1地先	後	3.2 ~ 8.0	
84	前川線	下深川町1866番地先	前	3.9 ~ 5.9	40.1
		下深川町1872番1地先	後	4.2 ~ 6.4	
85	前川線	下深川町1866番地先	前	3.4 ~ 6.3	39.3
		下深川町1148番2地先	後	5.0 ~ 8.0	
86	峰畑・カンゼ線	下深川町1858番地先	前	3.8 ~ 5.6	83.2
		下深川町1863番地先	後	3.8 ~ 8.2	

(令和8年3月5日揭示済)

**奈良市告示第97号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月5日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	幅員 (m)	延長 (m)
------	-----	----	-----------	-----------

1	中部第1号線	疋田町四丁目234番3地先	4.2 ~ 4.9	55.6
		疋田町五丁目441番16地先		
2	二条線	鍋屋町33番1地先	4.5 ~ 6.0	59.2
		鍋屋町17番1地先		
3	北部第1号線	高畑町1287番2地先	12.1 ~ 12.1	47.4
		高畑町1287番4地先		
4	登美ヶ丘中山線	中山町西一丁目868番59地先	7.5 ~ 11.0	156.2
		中山町西四丁目448番2地先		
5	杏神殿線	杏町574番1地先	7.1 ~ 7.2	118.8
		東九条町442番1地先		
6	東部第163号線	大柳生町917番地先	6.7 ~ 6.7	73.6
		大柳生町5005番1地先		
7	東部第235号線	水間町2452番地先	3.9 ~ 7.2	24.4
		水間町2581番地先		
8	東部第283号線	田原春日野町119番地先	9.0 ~ 9.3	16.9
		田原春日野町118番3地先		
9	東部第292号線	和田町1095番地先	7.2 ~ 8.4	41.1
		和田町718番2地先		
10	東部第294号線	和田町91番地先	3.2 ~ 3.9	85.3
		和田町1002番地先		
11	南部第53号線	恋の窪東町190番16地先	4.8 ~ 8.9	25.3
		大森西町644番3地先		
12	南部第78号線	大安寺一丁目1236番1地先	6.9 ~ 7.3	47.9
		大安寺一丁目1238番2地先		
13	南部第95号線	八条三丁目748番5地先	9.5 ~ 11.4	106.9
		八条一丁目751番9地先		
14	南部第187号線	神殿町178番6地先	11.3 ~ 11.4	79.8
		神殿町181番38地先		
15	南部第204号線	北永井町464番5地先	6.0 ~ 6.0	64.8
		北永井町349番3地先		
16	南部第627号線	出屋敷町17番26地先	7.8 ~ 7.9	209.0
		出屋敷町108番地先		
17	南部第632号線	神殿町196番7地先	7.6 ~ 7.8	112.3
		出屋敷町17番135地先		
18	南部第636号線	神殿町196番27地先	11.5 ~ 11.7	53.8
		神殿町181番88地先		
19	南部第326号線	鹿野園町825番3地先	5.5 ~ 15.2	186.8
		鹿野園町769番1地先		
20	南部第358号線	藤原町316番1地先	2.5 ~ 3.8	106.2
		藤原町487番地先		
21	南部第375号線	藤原町196番1地先	2.4 ~ 2.8	49.9
		藤原町195番地先		
22	南部第399号線	横井三丁目40番1地先	4.2 ~ 6.6	173.5
		横井三丁目534番1地先		
23	南部第469号線	天理市中之庄町454番2地先	9.0 ~ 18.7	187.9
		高樋町127番1地先		

24	南部第530号線	今市町235番地先	3.8	～	15.1	62.9
		今市町271番1地先				
25	北部第131号線	興善院町2番1地先	5.2	～	6.2	48.2
		川上町471番1地先				
26	北部第190号線	高畑町1366番3地先	2.1	～	3.2	62.9
		高畑町1380番9地先				
27	北部第259号線	紀寺町378番地先	3.1	～	5.4	193.1
		肘塚町184番地先				
28	北部第298号線	東木辻町31番地先	2.3	～	3.2	55.7
		三棟町4番地先				
29	北部第411号線	法蓮町792番3地先	3.1	～	3.1	7.1
		法蓮町793番3地先				
30	中部第38号線	押熊町165番2地先	2.0	～	2.5	29.1
		押熊町149番地先				
31	中部第39号線	押熊町147番地先	1.4	～	3.0	20.7
		押熊町167番地先				
32	中部第56号線	山稜町1079番1地先	6.0	～	10.0	24.9
		山稜町1078番10地先				
33	中部第91号線	秋篠早月町224番1地先	3.1	～	10.1	50.1
		秋篠早月町281番6地先				
34	中部第107号線	秋篠町1031番23地先	2.7	～	3.4	22.7
		秋篠町573番21地先				
35	中部第153号線	中山町1534番21地先	4.1	～	6.0	47.3
		中山町1487番2地先				
36	中部第154号線	中山町1580番地先	2.4	～	4.1	58.3
		中山町1507番地先				
37	中部第159号線	中山町1301番地先	0.9	～	2.5	28.4
		中山町1348番地先				
38	中部第1342号線	中山町1709番1地先	4.7	～	6.5	157.4
		中山町1722番4地先				
39	中部第263号線	三条大路三丁目487番3地先	4.9	～	5.6	32.4
		三条大路三丁目481番1地先				
40	中部第313号線	西ノ京町1番34地先	4.2	～	4.2	84.6
		西ノ京町1番68地先				
41	中部第346号線	六条三丁目873番2地先	8.7	～	22.3	264.3
		七条二丁目661番1地先				
42	中部第467号線	五条三丁目702番地先	4.7	～	6.4	47.3
		五条二丁目672番地先				
43	中部第1337号線	五条西一丁目1202番516地先	6.9	～	7.0	24.5
		五条西一丁目5217番地先				
44	中部第662号線	大宮町四丁目297番2地先	5.9	～	6.7	23.6
		大宮町四丁目302番5地先				
45	中部第678号線	西大寺赤田町二丁目975番3地先	4.0	～	6.9	29.6
		西大寺赤田町一丁目974番8地先				
46	中部第682号線	西大寺宝ヶ丘641番1地先	4.5	～	5.9	89.7
		西大寺野上町一丁目629番1地先				

47	中部第731号線	菅原町326番地先	3.1 ~ 8.0	80.6
		青野町二丁目223番8地先		
48	中部第831号線	宝来四丁目538番2地先	2.6 ~ 3.5	37.0
		宝来四丁目595番2地先		
49	中部第833号線	宝来四丁目238番2地先	1.7 ~ 3.5	67.0
		宝来四丁目246番1地先		
50	中部第839号線	宝来四丁目591番2地先	4.0 ~ 4.0	41.4
		宝来四丁目551番地先		
51	中部第845号線	菅原町1276番1地先	4.9 ~ 8.3	57.7
		宝来町936番1地先		
52	中部第854号線	疋田町五丁目441番16地先	5.7 ~ 6.8	45.2
		疋田町五丁目442番1地先		
53	中部第858号線	疋田町一丁目43番1地先	2.6 ~ 7.1	69.0
		疋田町一丁目82番地先		
54	西部第313号線	学園朝日町587番21地先	6.4 ~ 8.0	39.9
		学園朝日町656番72地先		
55	西部第323号線	学園北二丁目1090番18地先	6.2 ~ 6.7	133.3
		学園北二丁目1090番123地先		
56	西部第366号線	学園大和町五丁目758番1地先	7.0 ~ 26.3	28.0
		学園大和町五丁目748番1地先		
57	西部第372号線	藤ノ木台一丁目701番1地先	4.7 ~ 7.6	64.9
		千代ヶ丘一丁目9番63地先		
58	西部第415号線	学園大和町五丁目748番1地先	11.9 ~ 16.0	13.2
		三碓三丁目791番2地先		
59	西部第431号線	学園北一丁目1017番19地先	5.9 ~ 6.8	93.9
		学園北一丁目3096番9地先		
60	西部第433号線	学園北一丁目3123番18地先	4.0 ~ 6.4	180.1
		学園北一丁目931番107地先		
61	西部第441号線	学園北一丁目3096番41地先	6.4 ~ 6.7	128.1
		学園北一丁目1017番15地先		
62	西部第1109号線	学園中三丁目1542番192地先	6.0 ~ 8.9	87.4
		学園中二丁目1311番1地先		
63	西部第544号線	南登美ヶ丘3348番1地先	4.3 ~ 6.3	47.7
		南登美ヶ丘3335番1地先		
64	西部第544号線	南登美ヶ丘3473番1地先	5.8 ~ 5.9	13.3
		南登美ヶ丘3511番1地先		
65	西部第580号線	富雄北二丁目408番8地先	5.8 ~ 6.2	44.2
		富雄北二丁目408番48地先		
66	西部第592号線	富雄元町一丁目499番3地先	1.7 ~ 5.9	13.3
		富雄元町一丁目561番132地先		
67	西部第601号線	三碓四丁目173番1地先	4.1 ~ 6.4	62.6
		三碓四丁目67番地先		
68	西部第628号線	千代ヶ丘二丁目9番32地先	5.0 ~ 6.1	59.4
		千代ヶ丘二丁目8番56地先		
69	西部第633号線	千代ヶ丘三丁目7番56地先	4.1 ~ 5.7	89.8
		千代ヶ丘三丁目7番113地先		

70	西部第 682 号線	五条西一丁目 5236 番 4 地先	8.5 ~ 8.5	20.3
		六条西一丁目 1201 番 5 地先		
71	西部第 686 号線	五条畑一丁目 1056 番 114 地先	8.5 ~ 8.8	43.8
		五条畑一丁目 5154 番 1 地先		
72	西部第 715 号線	大和田町 515 番 3 地先	5.5 ~ 8.7	74.7
		大和田町 2056 番 1 地先		
73	西部第 721 号線	大和田町 1092 番地先	3.0 ~ 6.9	33.9
		大和田町 1053 番地先		
74	西部第 899 号線	鳥見町三丁目 4 番 41 地先	6.1 ~ 6.6	85.0
		鳥見町三丁目 1 番 1 地先		
75	西部第 899 号線	鳥見町三丁目 7 番 31 地先	4.9 ~ 6.4	94.4
		鳥見町三丁目 2002 番 2 地先		
76	西部第 905 号線	鳥見町三丁目 4 番 2 地先	7.0 ~ 7.4	34.7
		鳥見町三丁目 4 番 55 地先		
77	西部第 1157 号線	中町 4759 番 3 地先	17.2 ~ 20.9	114.6
		中町 4702 番地先		
78	西部第 1158 号線	中町 4769 番 2 地先	15.1 ~ 20.4	107.6
		中町 4698 番 1 地先		
79	西部第 1160 号線	高畑町 1287 番 7 地先	23.4 ~ 23.4	36.4
		高畑町 1287 番 8 地先		
80	西部第 1370 号線	学園大和町五丁目 218 番地先	6.8 ~ 6.8	2.0
		三碓三丁目 781 番 5 地先		
81	東部第 377 号線	北椿尾町 1541 番地先	1.2 ~ 1.5	3.6
		北椿尾町 1619 番地先		
82	中部第 1759 号線	中山町 1489 番 3 地先	7.0 ~ 7.0	51.0
		中山町 1738 番 2 地先		
83	長引田山線	月ヶ瀬長引 900 番地先	3.2 ~ 8.0	297.7
		月ヶ瀬長引 626 番 1 地先		
84	前川線	下深川町 1866 番地先	4.2 ~ 6.4	40.1
		下深川町 1872 番 1 地先		
85	前川線	下深川町 1866 番地先	5.0 ~ 8.0	39.3
		下深川町 1148 番 2 地先		
86	峰畑・カンゼ線	下深川町 1858 番地先	3.8 ~ 8.2	83.2
		下深川町 1863 番地先		

(令和 8 年 3 月 5 日揭示済)

**奈良市告示第 98 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により高樋町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	吉崎 弘俊 奈良市高樋町 493 番地	阪本 嘉章 奈良市高樋町 828 番地の 1

2 変更の年月日

令和 8 年 2 月 11 日

(令和8年3月6日揭示済)

**奈良市告示第99号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和8年3月9日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市柏木町519番23号
申請者氏名	株式会社吉川商事 代表取締役 吉川 彰浩
道路の位置	奈良市六条一丁目805番1、806番1、806番2、821番1及び821番2の各一部
道路の幅員	最大6.00m 最小6.00m
道路の延長	33.036m
指定年月日	令和8年3月9日
指定番号	第R0714号

(令和8年3月9日揭示済)

**奈良市告示第100号**

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月10日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示	
西登美ヶ丘四丁目8番11号	あやめ池南六丁目5番29号
南登美ヶ丘21番16号	学園北一丁目5番14号
三碓一丁目7番6号	学園南一丁目10番17-1号
若葉台三丁目5番31号	帝塚山四丁目6番6号
あやめ池北一丁目8番57号	東紀寺町三丁目9番9-1号
菅野台11番19号	東紀寺町三丁目9番9-2号
東登美ヶ丘四丁目16番21号	青野町二丁目18番1号
大森西町25番26号	学園南二丁目12番8号
学園南一丁目7番2号	あやめ池北三丁目7番12号
西登美ヶ丘八丁目16番30号	あやめ池北一丁目11番24号
あやめ池北三丁目1番49-2号	学園朝日町10番7号
大安寺六丁目4番32号	富雄北一丁目4番5-1-室番号
大安寺四丁目1番1-1号	
登美ヶ丘三丁目10番4号	
百楽園四丁目5番7号	
東登美ヶ丘一丁目11番3-1号	
四条大路一丁目19番16号	
鶴舞東町2番35号	
七条一丁目12番12-1号	

(令和8年3月10日揭示済)

**奈良市告示第101号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和8年3月10日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日 令和8年3月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970191330	居宅介護支援	一般社団法人 L・Tree	奈良県奈良市左京四丁目10番地の7	居宅介護支援事業所エルツリー	奈良県奈良市左京四丁目10番地の7

(令和8年3月10日揭示済)

**奈良市告示第102号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和8年3月10日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和8年1月15日 奈良市指令整開 第25A-32号

令和8年2月13日 奈良市指令整開 第25A-32-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和8年3月10日 第1971号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市宝来町1153番の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市宝来四丁目15番30号

吉川 博義

(令和8年3月10日揭示済)

**奈良市告示第103号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和8年3月10日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和8年1月19日 奈良市指令整開 第25A-29号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和8年3月10日 第1972号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市南京終町七丁目535番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法蓮町428番地の1 ルミエール新大宮301

株式会社京成設計 代表取締役 木村 吉成

(令和8年3月10日揭示済)

**奈良市告示第104号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により認定した総合的設計による同一敷地内建築物に係る一団地の区域を同条第8項の規定により公告し、関係図書を一般の縦覧に供します。

令和8年3月10日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 一団地の区域の地名地番  
奈良市鶴舞東町657番34の一部
- 2 認定年月日及び認定番号  
(1) 認定年月日 令和8年3月10日  
(2) 認定番号 奈良市指令整建第55号
- 3 関係図書の縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市 都市整備部 建築指導課

(令和8年3月10日揭示済)

**奈良市告示第105号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和8年3月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入の種類
奈良市杏町79番地の4 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 会長 西谷 忠雄	奈良市月ヶ瀬福祉センター使用料 奈良市都祁福祉センター使用料

- 2 指定をした日及び委託をした日  
指定をした日：令和8年3月11日  
委託をした日：令和8年3月11日
- 3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間  
令和8年3月11日から令和10年3月31日まで

(令和8年3月11日揭示済)

**奈良市告示第106号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和8年3月11日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良県生駒市山崎町12番22-106号
申請者氏名	TKハウジング株式会社 代表取締役 喜田 知之
道路の位置	奈良市青野町二丁目208番7、209番及び210番1の各一部
道路の幅員	最大8.73m 最小6.00m
道路の延長	48.94m
指定年月日	令和8年3月11日
指定番号	第R0712号

(令和8年3月11日揭示済)

**奈良市告示107号**

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所の開所時間を変更します。

令和8年3月11日

奈良市長 仲川元庸

1 開所時間の変更

令和8年4月1日から令和8年6月30日までの期間において、開所時間を次のとおりとする。

施設名	開所時間
奈良市近鉄奈良駅観光案内所 奈良市総合観光案内所	午前9時から午後5時まで
奈良市観光センター	午前10時から午後5時まで

(令和8年3月11日揭示済)

**奈良市告示第108号**

令和7年度奈良市介護保険料決定通知書について、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）第12条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和8年3月12日

奈良市長 仲川元庸

1 この決定通知書の発送年月日

別紙のとおり

2 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和8年3月12日揭示済)

**奈良市告示第109号**

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年3月13日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

(令和8年3月13日揭示済)

**奈良市告示第110号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により下山町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月13日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	武村 三千男 奈良市山町46番地の2	武村 健司 奈良市山町81番地

2 変更の年月日

令和8年2月1日

(令和 8 年 3 月 13 日 掲 示 済)

**奈良市告示第 111 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により石木町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 13 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	藤本 清夫 奈良市石木町 223 番地	横田 昌浩 奈良市石木町 465 番地

2 変更の年月日

令和 8 年 3 月 1 日

(令和 8 年 3 月 13 日 掲 示 済)

**公 営 企 業**

**奈良市企業局告示第 10 号**

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 4 号）第 10 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 8 年 3 月 2 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社川端建設	代表取締役 川端 聖吾	奈良県生駒郡斑鳩町龍田北六丁目 1 番 14 号	令和 8 年 2 月 12 日

(令和 8 年 3 月 2 日 掲 示 済)

**奈良市企業局告示第 11 号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 8 年 3 月 2 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 本庄	代表取締役 本庄 將人	奈良県大和郡山市本町 7 番地	令和 8 年 2 月 19 日

(令和 8 年 3 月 2 日 掲 示 済)

**奈良市企業局告示第 12 号**

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 8 年 3 月 2 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 2 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 8 年 3 月 16 日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設	排水施設の合流式	終末処理場の位置及び名称
-------------------	------	----------	--------------

	の位置	又は分流式の別	大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター
南京終町三丁目460-1	①	分流	
南紀寺町一丁目227-1他	②	分流	
六条一丁目633-6他	③	分流	
平松四丁目427-1他	④	分流	
六条一丁目532-1の一部	⑤	分流	
宝来町1153の一部	⑥	分流	

位置図省略

(令和8年3月2日揭示済)

**奈良市企業局告示第13号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和8年3月2日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 エース	代表取締役 伊藤 英明	奈良市尼辻中町10-29	令和8年2月25日

(令和8年3月2日揭示済)

**奈良市企業局告示第14号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和8年3月11日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

名称	代表者氏名	所在地	届出日
昭和空調設備	佐藤 元信	奈良県香芝市平野209番地	令和8年3月2日

(令和8年3月11日揭示済)

**奈良市企業局告示第15号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和8年3月11日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

名称	代表者氏名	所在地	指定日
昭和空調設備	廣瀬 みか	奈良県香芝市平野209番地	令和8年3月2日

(令和8年3月11日揭示済)

**奈良市企業局告示第16号**

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成26年奈良市企業局管理規程第4号）第10条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年3月11日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

名称	代表者氏名	所在地	指定日
昭和空調設備	廣瀬 みか	奈良県香芝市平野209番地	令和8年3月2日

令和 8 年 3 月 11 日 掲示済

**奈良市企業局告示第 17 号**

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 8 年 3 月 11 日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
幸優設備	橋本 幸司	奈良市東九条町 960 番地県住姫寺団地 6-503 号	令和 8 年 3 月 3 日

(令和 8 年 3 月 11 日 掲示済)

**奈良市企業局告示第 18 号**

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 4 号）第 10 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 8 年 3 月 11 日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
幸優設備	橋本 幸司	奈良市東九条町 960 番地県住姫寺団地 6-503 号	令和 8 年 3 月 3 日

(令和 8 年 3 月 11 日 掲示済)

**教 育 委 員 会**

**奈良市教育委員会告示第 3 号**

令和 8 年 3 月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 3 月 2 日

奈良市教育委員会  
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和 8 年 3 月 3 日（火）午前 10 時 00 分から

2 場 所

奈良市役所 北棟 4 階 402 会議室

3 会議に付すべき事案

議案

議案第 32 号 令和 8 年 4 月奈良市立学校管理職人事について

傍聴受付は、開催日の午前 9 時 00 分から午前 9 時 50 分まで、教育政策課にて行います。定員は 5 名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和 8 年 3 月 2 日 掲示済)

**選 挙 管 理 委 員 会**

**奈良市選挙管理委員会告示第 21 号**

令和 8 年 3 月 1 日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権

を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

令和8年3月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植田 茂

50分の1の数 5,887人

6分の1の数 49,054人

3分の1の数 98,108人

(令和8年3月2日揭示済)

## 農 業 委 員 会

### 奈良市農業委員会告示第3号

奈良市農業委員会令和8年3月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和8年3月6日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和8年3月13日（金）午後3時00分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟地下 B1会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (4) 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認について
- (5) 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の要件確認について
- (6) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (7) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (8) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
- (9) 知事許可について

(令和8年3月6日揭示済)